

連載 共同経営・統合新病院整備に向けて（第5回）

第2回青森市統合新病院整備場所等検討会議の開催

12月22日に開催した「第2回青森市統合新病院整備場所等検討会議」についてご紹介します。本市のまちづくりなどの観点から、青森県と青森市による共同経営・統合新病院の整備に望ましい場所などについて、専門的かつ多角的なご意見をいただきました。主なご意見は以下のとおりです。

●まちづくり、通院アクセス

新しい統合病院を建てるに当たっては、中心に近いところに建てた方がより青森市が活性化するのではないか。

●災害関連

日本に住んでいる限りどこでも災害リスクはある。つまり、どこを選んでもリスクがゼロということはありません。リスクをしっかりとコントロールできることを目指して整備場所を選ぶべき。

検討会議は一般傍聴席を設け開催し、会議の様子は資料と合わせて、市民病院のホームページで公開しています。

検討会議について詳しくはこちら▶



第2回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議の開催

12月23日に開催した「第2回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議」についてご紹介します。青森県と青森市による共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画の策定に当たり、専門的かつ多角的なご意見をいただきました。主なご意見は以下のとおりです。

●統合新病院の病床機能・病床数など

現状、両病院の1日当たりの患者数は717人であり、750床を下回っている。今後、患者が増える可能性は低いので、750床でも患者の受入は可能と思われる。

●統合新病院の開院時期

目標の開院時期については、最近の病院整備事例で設計から開院まで最短で6年であることや、次期医療計画が令和12年3月までであることから、令和12年3月頃を目途としてはどうか。ただし、整備場所などによって、開院時期が若干遅れることを排除するものではないということをお願いしたい。

有識者会議は一般傍聴席を設け開催し、会議の様子は資料と合わせて、市民病院のホームページで公開しています。

有識者会議について詳しくはこちら▶



☎市民病院事務局 病院整備準備室 (☎017-753-0240)

青森市食品衛生監視指導計画(案)へのご意見を募集します

市では、令和6年度の食品製造・販売施設などへの監視指導計画である「令和6年度青森市食品衛生監視指導計画(案)」について、皆様のご意見を募集しています(個別回答は行いませんのでご了承ください)。

- 縦覧・意見募集期間…2月29日(木)まで
- 縦覧場所など…青森市保健所別館1階生活衛生課、本庁舎3階情報公開コーナー、駅前庁舎1階総合案内そば縦覧スペース、柳川庁舎1階柳川情報コーナー、浪岡庁舎1階閲覧コーナーで縦覧できるほか、市ホームページに掲載します。
- 提出方法…氏名・住所または法人名・所在地を記入の上、郵送、FAXまたはEメールでご提出ください。
- 提出・問合せ先…
〒030-0962 佃二丁目19-13 生活衛生課
☎017-765-5293 ☎017-765-5283
✉seikatsu-eisei@city.aomori.aomori.jp

公民連携デスクでは提案を募集しています

市では本年度より連携推進課内に公民連携デスクを設置し、民間事業者の皆さんの有するアイデアやノウハウを活用し、市民サービスの向上や行政・地域課題の解決を図ることを目的として、取組を推進しています。

公民連携デスクでは、本市の課題解決につながるアイデアなどを事業者の皆さん

から自由にご提案いただくとともに、市が有している課題を示し、解決方法などのご提案を募るため、ポータルサイトに事例を掲載しています。現在、公募している課題は、左記二次元コードからご確認ください。

ご提案をお待ちしています。

☎017-761-4154

公民連携推進課



掲載の内容は、1月22日時点の情報をもとに作成しています。イベントなどは中止・延期・変更となる場合がありますので、最新情報は、各お問合せ先にご確認ください。

後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

◆「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」を送付します

後期高齢者医療制度に加入しているかたで、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和4年8月1日～令和5年7月31日）の合算額が限度額（左表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入しているかたが複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

▼支給申請

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬、青森県後期高齢者医療広域連合

所得区分	自己負担限度額 (後期高齢者医療 十介護保険)
現役並み所得者Ⅲ ※1	212万円
現役並み所得者Ⅱ ※2	141万円
現役並み所得者Ⅰ ※3	67万円
一般Ⅰ 一般Ⅱ	56万円
低所得者Ⅱ※4	31万円
低所得者Ⅰ※5	19万円

- ※1…課税所得690万円以上
 - ※2…課税所得380万円以上690万円未満
 - ※3…課税所得145万円以上380万円未満
 - ※4…世帯全員が住民税非課税のかたのうち、世帯全員の各所得金額が0円のかた（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）
 - ※5…世帯全員が住民税非課税のかたのうち、世帯全員の各所得金額が0円のかた（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）
- 自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額

から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いたかたは申請してください。

▼申請に必要なもの

- ①支給申請書 ②支給申請のお知らせ ③後期高齢者医療被保険者証 ④介護保険被保険者証 ⑤個人番号（マイナンバー）が分かるもの ⑥申請者の本人確認書類 ⑦通帳など口座情報
- ※その他の書類が必要となる場合があります。

青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）
 浪岡振興部健康福祉課（☎017-734-5343）
 浪岡振興部健康福祉課（☎017-2162-1153）

もしもに備えて 事前登録とみまもりシール

市では、高齢者が自宅に帰れなくなり、保護された時などに備えた緊急連絡先などの事前登録と、「みまもりシール」の配布を行っています。在宅で生活する65歳以上の市民のかたであれば、どなたでも登録できます。申請は窓口で行い、ご家族や担当ケアマネジャーによる代行申請も可能です。ぜひ活用ください。

◆登録内容

- ①本人の基本情報（氏名・生年月日・住所・電話番号）
- ②緊急連絡先（氏名・住所・電話番号）

高齢者支援課

浪岡振興部健康福祉課
 （☎017-734-5326）
 浪岡振興部健康福祉課
 （☎017-2162-1134）



あおもり被害者支援 センター 被害者支援 活動員第13期生募集

あおもり被害者支援センターは、犯罪・交通事故により被害を受けたかたやそのご家族、ご遺族に各種支援を行う民間ボランティア団体です。現在、被害者支援活動員を募集しています。あなたも活動に参加してみませんか。詳しくは、お問合せください。

【申請受講申込書（あおもり被害者支援センターホームページ掲載）に必要事項を記入し、3月29日（金）までに、郵送、FAXまたは直接、〒030-0822 中央三丁目20-30 公益社団法人あおもり被害者支援センター（☎017-718-2008、☎017-718-2009）へ



満70歳以上の皆さんに 「いき・粋乗車証」を交付

市営バスなどを低料金で利用できる高齢者福祉乗車証「いき・粋乗車証」（有効期限なし）を交付します。申請は満70歳の誕生日の前日（前日が土・日、祝日のときはその前日）からできます。手続きにはご本人がお越しください。いき・粋乗車証のサービスをAOPASSでご利用いただくには、市営バス発売所などでの手続きが必要です。詳しくは、お問合せください。

問いき・粋乗車証については…

- 高齢者支援課（☎017-734-5326）
- 浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1134）
- AOPASSについては…
- 市営バス東部営業所（☎017-726-5443）

